

函館市ひとり親家庭等就労自立支援給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市補助金等交付規則（昭和62年規則第43号）に定めるもののほか、函館市ひとり親家庭等就労自立支援給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の支給)

第2条 市長は、ひとり親家庭等の父または母の就職支度費用等の負担を軽減し、経済的自立を支援するため、給付金を支給する。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象となる者は、過去に給付金の支給を受けていない者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 函館市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱に基づく事業を利用して就職をした者
- (2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する雇用保険の被保険者となる者またはその見込みがある者

(支給額)

第4条 給付金の支給額は、3万円とする。

(給付金の支給申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者は、就職が決定した日から15日以内に別記第1号様式の申請書に、母子家庭等就業・自立支援センターが証明する別記第2号様式の証明書を添えて申請しなければならない。

(支給決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定により申請があつた場合において、内容の審査および必要な調査等の上、支給決定をしたときは、別記第3号様式の通知書により通知するものとする。

(給付金の支給時期)

第7条 前条の規定により支給決定をした給付金は、支給決定した日から15日以内に支給する。

(給付金の返還)

第8条 市長は、虚偽その他不正な手段により給付金の支給を受けた者がいるときは、支給額に相当する金額の全部をその者から返還させることができる。

(細則)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月27日から施行し、令和元年7月8日から適用する。

ただし、この要綱の適用日から施行日までの間に支給対象者となる者は、第5条の規定の適用について、「就職が決定した日から15日以内」とあるのを「令和元年10月4日まで」とする。

函館市ひとり親家庭等就労自立支援給付金申請書

令和 年 月 日

函 館 市 長 様

申請者 住 所

氏 名

函館市ひとり親家庭等就労自立支援給付金について、下記のとおり申請します。

①氏 名	(フリガナ)	② 生年月日	昭和・平成
			年 月 日生
③住 所	(〒 -)	④電話 () -	
⑤母子父子自立支援 プログラム 開始日/終了日	年 月 日 ~ 年 月 日		
⑥就職先	会社名 :		
	採用日 : 年 月 日		
⑦児童扶養手当 証書番号			
⑧希望する 支払先金融機関	金融機関名 :	口座の種類 : 普通・当座・その他	
	支店名 :	口座番号 :	
	口座名義 (フリガナ)		
⑨就職に際し購入を 予定しているもの			
(備考)			

別記第2号様式（第5条関係）

母子・父子自立支援プログラム修了証明書

年 月 日

函 館 市 長 様

証明者 住所

氏名

母子・父子自立支援プログラムについて、下記のとおり修了したことを証明します。

①修了者氏名	(フリガナ)	②生年月日	年 月 日	
			(歳)	
②住 所	(〒 -)			
③母子父子自立支援プログラム 開始日/終了日	年 月 日 ~ 年 月 日			
④就職先	会社名・法人名等			
	所在地			
	採用日	年 月 日	雇用保険	有・見込み
(備考)				

別記第3号様式（第6条関係）

函館市ひとり親家庭等就労自立支援給付金支給決定通知書

年 月 日

様

函館市長 工 藤 壽 樹

令和 年 月 日付で申請のあった函館市ひとり親家庭等就労自立支援給付金について、内容審査の結果、次のとおり決定したので、通知します。

記

支 給 日

令和 年 月 日

支給決定額

30,000円